

札幌市簡易舗装路面点検システム導入運用業務

調達仕様書

令和6年（2024年）4月

札幌市 建設局 土木部

調達仕様書

1 業務名

札幌市簡易舗装路面点検システム導入運用業務

2 業務目的

簡易舗装路面点検システム（以下「システム」という。）を導入することで、札幌市の道路の維持管理に携わる職員及び道路維持除雪業務の受託者（以下「維持受託者」という。）の事務負担軽減を図り、生産性を向上させ、効率的な舗装の維持管理を実現することを目的とする。

3 業務概要

本業務は、定期的に本市の道路をパトロールしている車両に点検機器を取り付け、AI技術（画像解析）を用いて舗装の路面状態を点検把握し、効率的な舗装の維持管理を行うために必要な路面性状値を得て可視化する。また、舗装の維持管理を行う市と維持受託者の指示、報告等の事務について、コミュニケーションツールを用いて電子化できるシステムを導入するものである。

4 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで

※令和7年度以降も運用の継続を予定しているが、令和7年度以降の運用保守等業務については、業務の仕様や性質に応じた適切な契約方法により契約を行う予定。ただし、市議会の議決を経て各年度予算が成立することが契約締結の条件となる。

5 業務内容

(1) 業務計画

契約締結からおおむね 2 週間以内に業務範囲、業務工程、業務遂行体制等の本業務の実施計画を示す「業務計画書」を提出し、本市担当者とのキックオフミーティングを行うこと。

(2) 進捗報告

本業務の進捗状況については、適宜報告を行うこと。

(3) 業務遂行体制の確保

ア 作業従事者

本業務の遂行に当たって十分な知識及び類似業務の経験のある従事者を確保すること。

イ 作業場所等

本業務の遂行に当たって必要となる作業場所及び機材を確保すること。

ウ 打合せ

本市との打合せについては、事前に日程調整を行った上で受託者又は本市がセッティングすることとし、議事録（自由様式）は受託者において作成するものとする。なお、打合せは、導入に向けた方針決定や進捗状況等に応じて行うものとする。

(4) システム導入

ア 稼働準備

システム運用に必要な情報の登録（道路情報や使用者登録、閲覧範囲の制限）などを行うこと。道路名や幅員など、システムの導入に必要な情報については本市より提供できる状況でデータ提供を行う。

イ 操作マニュアル作成及び説明

導入システムの全ての機能について操作マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び運用ルールを作成すること。また、作成したマニュアルの内、路面性状

測定・閲覧方法、損傷報告登録・閲覧方法、作業報告登録・閲覧方法についてはシステム利用説明動画を作成すること。なお、操作方法などの質問については本市道路維持課が窓口となり収集するが、回答の作成は受託者において行うこと。また、必要に応じて質問者に連絡、確認すること。

ウ システムの導入

令和6年9月末までに全てのシステムの配布を完了し、令和6年10月1日に全てのシステムの利用を開始すること。なお、「6 システム機能要件」で「必須」となっている機能については令和6年10月1日より使用できることとし、その他の機能については着手時に機能提供開始時期の目安を示した上で準備が出来次第、随時提供すること。

エ システム運用保守及び軽微な機能変更

システム運用期間中のヘルプデスク、不具合対応、バックアップ、軽微な機能変更、年1回入力された情報を本市GISシステムで閲覧可能な状態で提出すること。なお、軽微な機能変更の範囲については委託者と協議により決定すること。

オ 専用機器の提供及び設置

路面性状測定、損傷・補修情報の入力に必要な機器の提供、測定車への設置を行うこと。なお、通常業務で使用しているスマートフォン端末（以下「スマホ端末」という。）、パソコン端末（以下「PC 端末」という。）を使用することが可能な場合は不要とする。

(5) 業務報告

ア システム導入報告

導入後2週間以内を目途に、電子データにより導入報告書（自由様式）を提出すること。また、その他委託者が必要と認めたものを提出すること。

イ 打合せ議事録

導入までの打合せした議事録をまとめ、提出すること。

ウ システム運用報告

運用開始後、統計情報（アクセス数、アクセス時間帯、損傷報告登録数、作業報告登録数、未対応件数等）を記載した運用報告書（自由報告）を月次で提出するこ

と。

エ 業務完了時

システム導入報告、打合せ議事録、システム運用報告、作成したマニュアル等やその他委託者が必要と認めたものについては、可搬記憶媒体（CD 又は DVD 等）に纏め、成果品として2部提出すること。

可搬記憶媒体のラベルについては、業務名、履行期間、委託者名、受託者名、納品月が記載されているものとする。なお、納品前に委託者と協議の上決定するものとする。

6 システム機能要件

(1) 簡易舗装路面点検に関する機能要件

ア 必須項目

項目	内容	備考
路面性状測定機器	簡易に車載可能なスマホ端末やドライブレコーダー（以下「ドラレコ」という。）により測定可能なこと。	測定に必要な機器の費用・設置がスマホ端末・ドラレコと同等のものは可とする。
路面性状測定項目	ひび割れ率、IRI（平たん性）「舗装点検要領（国土交通省）」に準拠した健全度区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を道路車線毎（上り、下り）で調査できる機能を有すること。	路面性状測定車による測定と比べ、点検精度が60%以上であること。※1
路面性状値の可視化システム	地図上で測定したひび割れ率、IRI（平たん性）、健全性※2を車線毎（上り、下り）に確認できる機能を有すること。	可視化時の1評価区間は100m程度が望ましい。 道路種別Dについては上り・下りの判別ができなくても可。

他の GIS システム 連携	可視化したレイヤ（ひび割れ、IRI）が shp 形式などで納品可能であること。	Web 版総合道路管理システム(GIS)で可視化可能であれば、データの形式は問わない。
-------------------	---	---

※1 自社調査などにより従来の路面性状測定車による調査と比べて60%以上の精度（損傷度毎の的中率）を有していることを確認できる技術。（国土交通省の点検技術支援性能カタログ以上の精度を有すること。）

※2 健全性は国土交通省「舗装点検要領（H28.10）」による。

イ 任意項目：機能を有していると望ましいもの

項目	内容	備考
路面性状測定項目	わだち掘れ量「舗装点検要領（国土交通省）」に準拠した健全性区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を道路車線毎（上り、下り）で調査できる機能を有すること。	測定に必要な機器の費用・設置がスマホ端末・ドラレコと同等のものは可とする。※1
路面性状値の可視化システム	地図上でわだち掘れ量が確認できる機能。	可視化時の1評価区間は100m程度が望ましい。
他の GIS システム 連携	可視化したレイヤ（わだち掘れ）が shp 形式などで出力できる機能。	Web 版総合道路管理システム(GIS)で可視化可能であれば、データの形式は問わない。
道路法 77 条調査支援機能	道路種別 B について1評価区間の代表地点座標（緯度、経度）、測点、ひび割れ率、IRI（平坦性）、わだち掘れ量、健全度が含まれた GIS データで提出できる機能。	
個人情報保護	車両ナンバーや顔に自動でモザイク処理が可能な機能。	納品されるデータがモザイク処理されていること。

走行時画像等記録	走行した経路の画像、動画で損傷状況や異常状況の確認ができる画質を有する記録。	データの保存はクラウド以外でも可とする。
劣化予測機能	5年程度先の路面性状値（ひび割れ、IRI（平坦性）、わだち掘れ量）が予測できる機能。	

※1 自社調査などにより従来の路面性状測定車による調査と比べて60%以上の精度（損傷度毎の的中率）を有していることを確認できる技術が望ましい。

(2) コミュニケーションツールに関する機能要件

ア 必須項目

項目	内容	備考
入力機器	PC 端末、スマホ端末又はタブレット端末（以下「モバイル端末」という。）により舗装路面等の損傷情報が入力可能であること。	特殊な機器を使用せず、現地で入力可能なものであれば、左記以外も可とする。
通信手段	インターネットにより情報通信が可能であること。	
反映頻度	入力後、即座（数分程度）で共有されること。	
他の GIS システム連携	入力されたデータが CSV 形式（位置情報付き）と画像情報が連動する形で出力できる機能。	Web 版総合道路管理システム（GIS）で可視化可能であれば、データの形式は問わない。

イ 任意項目：機能を有していると望ましいもの

項目	内容	備考
入力項目	入力がプルダウンで選択でき、入力内容の追加削除が可能な機能。	

パトロール日報出力	任意の日付で入力された全ての情報が一括出力可能な機能。	
パトロール経路出力	任意の日付や時間でスマホ端末やドレコなどで走行した経路の軌跡を作成して出力できる機能。	
他の GIS システム連携	入力されたデータが shp 形式などで出力できる機能。	Web 版総合道路管理システム (GIS) で可視化可能であれば、データの形式は問わない。
帳票出力機能	任意の期間で入力された情報（写真以外）を一覧で出力可能な機能。	

※ モバイル端末でシステムを利用する場合において、専用アプリを使う場合には、Android 及び IOS のどちらの OS でも利用可能なことが望ましい。なお、ブラウザの場合及び、OS を制限するものではない。

ウ 入力及び選択可能情報

コミュニケーションツールでは、最低限以下の情報を入力等できる機能を有するものとする。入力内容については、委託者と協議すること。

項目	内容
通報者等情報	氏名、電話番号、必要に応じて住所 ※個人情報となるため、市 PC アカウント以外は入力、閲覧を制限すること。
入力日時	日本時間で年/月/日/時間
更新日時	日本時間で年/月/日/時間
住所	緯度、経度（必須）、住所は入力方式でも可であるが、地図上からの自動取得が望ましい。
損傷箇所	舗装（車道）、舗装（歩道）、雨水桝、縁石、標識などの任意入力情報
損傷種類	剥離、陥没、ひび割れ、破損など

処理状況	未処理、処理中、経過観察、応急対応済、完了、対応しない、指示など
状況	写真データ4枚以上（損傷状況（1枚）、応急対応（1枚）、作業状況（1枚）、完了状況（1枚）を想定）
その他	フリーコメント欄で200字以上入力可能なこと

※ 新着情報は、メール通知等の設定が可能であることが望ましい。

7 情報セキュリティに関する事項

(1) 遵守・準拠すべき基準等

本市の情報セキュリティ要件は、以下に示す基準類、ガイドライン等に沿って対策を実施することを基本方針とする。これらの基準類等が改定された場合は、改定版のものに準拠すること。

- ① 札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月13日条例第47号）
- ② 札幌市情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準）

※ 情報セキュリティ対策基準については非公開のため、本業務の受託後に必要に応じて説明を行う予定。

また、本システムにおける情報セキュリティを確実に維持するため、上記に示す基準類等に基づき、本システムの運用・保守におけるセキュリティ対策について定めた規定類を、体系的に整備すること。

(2) 個人情報の取り扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律及び札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例、（別記）など法令等を遵守し、本業務において適正な対策を講じること。本業務で取り扱うことと想定されている個人情報は以下のとおり。

- ① 簡易路面性状調査を行う際に、パトロール車両にスマホ、ドライブレコーダー等を設置し、舗装路面の映像等を記録したとき、副次的に車両ナンバー及び

対向車線の運転者、歩行者の画像等データが個人情報に該当する場合がある。

- ② 舗装等の損傷により市民からの通報があった場合、補修対応時及び補修報告時に通報者に連絡を取るための最低限の情報が個人情報に該当する場合がある。最低限の情報とは、氏名、電話番号、必要に応じて聞き取りした住所など。

(3) セキュリティ対策

本システムでは「(1) 遵守・準拠すべき基準等」に示す基準類に準拠したセキュリティ対策を行うこと。なお、本業務期間中に札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例や札幌市情報セキュリティポリシーの見直し等が実施された場合には、その内容を適切に反映するように情報セキュリティ対策の見直しを行うこと。

ア 情報セキュリティを確保するための体制の整備

- ・「札幌市情報セキュリティポリシー」に基づく対策を本市と協議のうえ実施し、データ漏洩等セキュリティ保全には万全を期すこと。
- ・利用開始時までに本業務の作業実施体制・連絡体制を開示し、事故発生時は直ちに報告すること。
- ・セキュリティ対策の責任者にはセキュリティ対策を十分に管理できる者を配置すること。

イ 秘密保持

- ・本業務の遂行に当たり知り得たすべての情報は、履行期間及び履行後において第三者に漏らしてはならない。データの取扱についても同様とする。
- また、秘密保持及びデータの取扱について、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

ウ セキュリティ要件

- ・システムで使用するソフトウェアについては、システム更改の時期を考慮し、メーカーによるサポート対象の製品、バージョンを用いること。
- ・情報セキュリティ対策の履行状況の報告を行うこと。クラウドサービスの場合はISMS 認証（ISO27001）等を受けていること。
- ・委託先における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を認識した場合、協議した上で、委託事業の一部中断や損害賠償等必要な措置をとること。

と。

- ・受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生する等の万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- ・情報セキュリティインシデントが発生した場合は連絡体制表に基づき速やかに委託者へ報告すること。なお、不正アクセス、サービス不能攻撃、不正プログラムの感染等、短時間で被害が拡大する情報セキュリティインシデントについては緊急時対策を受託者が行うこと。
- ・本業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、セキュリティ対策が確認できる資料を提出し、委託者の承認を受けること。また、受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- ・委託者及び受託者双方の責任範囲は契約において定める。
- ・この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

エ データの入出力検査機能

- ・本システムで入出力されるデータの妥当性確認及びデータ操作記録を検出する機能を備えていること。
- ・異常が発生した場合に備えて復旧手順書を作成し、納品すること。

オ 認証機能

- ・PC 端末からシステムにアクセスする際には、英数字記号混合の 16 桁以上の PW を設定し、一定回数間違った場合はアカウントをロックする。
- ・モバイル端末については、重要性 1 の情報資産の閲覧・保存が行えないよう制限したうえで、多要素認証、又は英数字記号混合の 8 桁以上の PW を設定し、一定回数間違った場合はアカウントをロックする。

カ サーバについて

- ・サーバ等を設置する国は日本国内とする。
- ・サーバは盗難及び不正操作等を防止するため、必要な施錠が行われること。
- ・受託者が管理する施設内にサーバを保管する場合、必要な施錠が行われること。
- ・サーバや端末は必要な施錠を行い、盗難防止対策を行うこと。

- ・サーバの管理区域への入退室は、IC カード等による電子錠の開閉及び入退室記録が収集可能な入退室管理システムを導入し、管理区域の入退室日時及び入退室者の記録を管理する。
- ・入退室管理と組み合わせ、警備員等を配置することによる有人監視又は監視カメラによる監視を行い、管理区域への入退室者の本人性確認又は映像の記録及び監視を行う。
- ・入退室記録は1年間、映像記録は90日間以上保存し管理を行う。
- ・サーバ等の電源は落雷等による過電流からサーバ等を保護するとともに、停電の場合であっても当該機器を適切に停止するまでの間に十分な電力を供給し得る無停電電源装置等を備え付けなければならない。
- ・サーバの保管場所は適切な室温度が維持されること。
- ・サーバ等の耐震対策について、委託者との協議により適切に対策を講ずること。

キ ケーブル配線の保護措置

- ・HUB は、サーバ室においてはラックに収納し、執務室においては施錠可能なキャビネットに入れるか、床下等容易に手を触れることができない場所へ設置すること。
- ・配線は、床下への敷設又はプロテクタ等により保護すること。
- ・同一フロア内でネットワークを構築する場合は、サーバ及び端末をLANケーブル、スイッチ、HUB 等を利用して構築すること。
- ・外部又は他のネットワークと接続する際のルーティング制御をすること。
- ・外部又は他のネットワークと接続する際のパケットフィルタリング制御すること。
- ・外部又は他のネットワークと接続する際のファイアウォール若しくはIDS、又はその両方を設置すること。

ク 暗号化

情報システムが保有する情報の漏洩等を防止するため、各種情報に対して、以下に示す暗号化対策を講ずること。

- ・通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報漏洩を防止するため、

通信内容を暗号化すること。

- ・本システムにおいて管理する情報には個人情報が含まれているため、個人情報の通信データは、暗号化を必須とすること。なお、保存データの暗号化は推奨とするが、個人情報を含む情報資産をノートパソコン等で外部へ持ち出す場合は必須とする。
- ・本システムにおいて管理する各種データを移送（送信又は運搬）する場合には、必要に応じて、パスワードによる保護だけでなく、暗号化等の措置を講ずること。

ケ バックアップ

運用にあたり、情報資産を取り扱う情報システムは、バックアップ運用を定期的に実施しなければならない。

- ・バックアップ方法は、復旧手順及び復旧に要する時間などを考慮し選定する。また、世代管理は2世代以上で運用する。
- ・システムファイル、プログラムファイルのバックアップは、随時にフルバックアップを必須とする。
- ・データファイルのバックアップは、週次フルバックアップまたは、日次差分バックアップを必須とする。
- ・アクセス状況等記録ファイルのバックアップは、週次フルバックアップまたは、日次差分バックアップを必須とする。
- ・各システム固有ファイルのバックアップは、随時にフルバックアップを必須とする。
- ・バックアップ媒体の施錠保管並びにリストア手順の作成及び訓練を実施するものとする。

コ アクセス状況等の記録

- ・アクセス状況等記録の収集を行い、委託者が必要とするときは、記録を提供すること。
- ・収集した情報は、開示請求やセキュリティ事故、システム障害時の追跡、形跡調査等に必要な記録となることから、厳重な管理及び保管しなければならない。
- ・保管場所は、施錠可能なキャビネット、アクセス制限を施したフォルダや外部

記憶媒体等とすること。

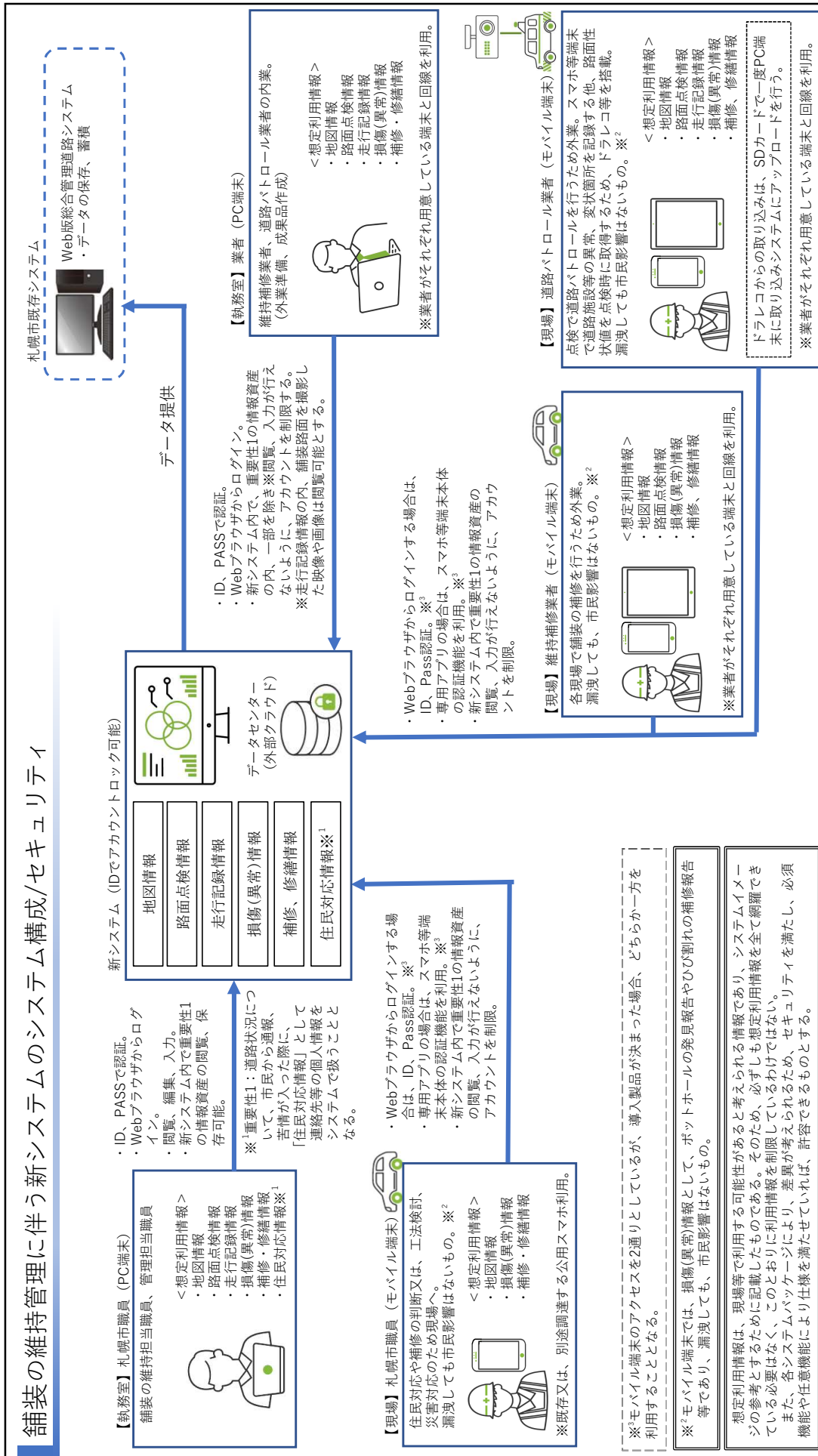
- ・記録の保存期間は、Web サーバ等外部の脅威にさらされる可能性のあるシステムの場合、最低 1 年間保存するものとする。
- ・収集する情報の記録の正確性を保証するため、サーバ及び端末の時計の同期を行い、標準時間に合わせるように補正すること。

サ ウイルス対策

- ・システムで利用しているサーバ等、端末に対応したウイルス対策ソフトウェアを導入していること。
- ・メールによるウイルス・ワームの侵入、流出を防止するため、メール転送サーバにウイルス対策（ゲートウェイソフトウェアの導入）を実施すること。
- ・インターネットアクセス時における HTTP プロキシサーバでのウイルス対策（ゲートウェイソフトウェアの導入）を実施すること。
- ・端末及びサーバの定期ウイルスチェックを行うこと。
- ・また、定期的に関係事業者へ接続し最新ウイルスパターンファイルを取得及びアップデートすること。

シ その他

- ・インターネットに接続されたサーバのセキュリティ脆弱性診断を年に 1 回以上行い、委託者に報告すること。
- ・システムで使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を把握しシステムへの影響を調査・評価すること。
- ・事前の動作検証及び端末への影響を考慮し、必要に応じてバグフィックスされた修正プログラムの適用をすること。
- ・機器廃棄時は委託者の定める情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引きに定める情報資産の消去を行うこと。



8 システム利用に関する情報

システム利用者数及び想定必要機器数等は以下のとおり想定している。

(1) 札幌市職員（本庁舎）：PC 端末 2ID、利用予定人数 15 名

所属	PC 端末 ID 数	利用予定人数(人)
建) 道路維持課	1	11
建) 道路管理課	1	4

※ モバイル端末の利用は想定していない。

(2) 札幌市職員（土木センター）：PC 端末 10ID、モバイル端末 10ID、利用予定人数 79 名

所属	PC 端末 ID 数	モバイル端末 ID 数	利用予定人数（人）	
			維持担当	管理担当
中央区	1	1	4	4
北区	1	1	4	1
東区	1	1	7	4
白石区	1	1	4	3
厚別区	1	1	6	3
豊平区	1	1	8	1
清田区	1	1	6	3
南区	1	1	3	4
西区	1	1	2	3
手稲区	1	1	6	3
計	10	10	50	29

※ 本市で調達するモバイル端末等の利用を前提としており、専用アプリ等をインストールする場合は本市職員が行うものとする。

(3) 道路維持除雪業務の受託者：PC 端末 23ID、モバイル端末 23ID、利用予定人数 190 人、道路パトロール車両 29 台

件名	PC 端末 ID 数	モバ イル 端末 ID 数	利用予定人数(人)		道路パ トロー ル車両 数(台)
			道路維持 補修従事 者	道路パト ロール 従事者	
中央区中地区道路維持除雪業務	1	1	3	2	1
中央区西地区道路維持除雪業務	1	1	3	3	2
中央区南地区道路維持除雪業務	1	1	5	2	2
北区東地区道路維持除雪業務	1	1	3	4	1
北区西地区道路維持除雪業務	1	1	10	2	2
北区南地区道路維持除雪業務	1	1	8	2	1
東区東地区道路維持除雪業務	1	1	2	2	1
東区西地区道路維持除雪業務	1	1	4	2	2
東区南地区道路維持除雪業務	1	1	3	3	1
白石区南地区道路維持除雪業務	1	1	5	2	1
白石区北地区道路維持除雪業務	1	1	2	2	1
厚別区南地区道路維持除雪業務	1	1	3	3	1
厚別区北地区道路維持除雪業務	1	1	5	3	1
豊平区東地区道路維持除雪業務	1	1	5	5	1
豊平区西地区道路維持除雪業務	1	1	20	20	1
清田区南地区道路維持除雪業務	1	1	4	4	1
清田区北地区道路維持除雪業務	1	1	4	2	1
南区南地区道路維持除雪業務	1	1	3	2	3
南区北地区道路維持除雪業務	1	1	3	3	1
西区南地区道路維持除雪業務	1	1	3	3	1
西区北地区道路維持除雪業務	1	1	5	5	1
手稲区南地区道路維持除雪業務	1	1	3	3	1
手稲区北地区道路維持除雪業務	1	1	3	2	1
計	23	23	109	81	29

(4) 道路パトロールの頻度

以下の頻度で道路パトロールを実施しているため、簡易舗装路面点検の機器を設置することで、札幌市内の管理道路全域は1ヶ月で1回程度計測することができる。

種別	幅員	頻度
幹線道路	20m以上	週に1回以上
補助幹線道路	12m以上 20m未満	2週間に1回以上
生活道路	12m未満	1か月に1回以上

(5) システム想定入力頻度

分類	頻度	入力情報
パトロール異常情報	約 20,000 件/年	道路損傷、附属物異常（路傍樹、標識）、その他異常（占用物など）の位置、損傷規模状況（損傷の大きさ、長さなど）、損傷状況（写真）など
市民による通報情報	約 10,000 件/年	道路損傷、附属物異常（路傍樹、標識）、その他異常（占用物など）の位置、損傷規模状況（損傷の大きさ、長さなど）、損傷状況（写真）など
対応情報	約 30,000 件/年	補修日時、対応状況（写真）、措置完了状況（写真）など

9 想定スケジュール

No	内容	想定時期
1	契約締結	令和6年（2024年）6月下旬
2	システム稼働準備期間	令和6年（2024年）6月下旬～
3	システム試行期間及び操作説明期間	令和6年（2024年）9月上旬～
4	本格運用（サービス提供期間）	令和6年（2024年）10月1日～

※ システムに入力されたデータは、システムを入力した翌年度の始期(4月1日)

から起算して5年間閲覧可能なこと。なお、セキュリティに関する項目はデータを有している限り遵守すること。また、本市に全てのデータを納品した場合を除く。

＜5年間のシステム運用見込み＞

令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・措置情報等の入力閲覧（4～3月） ・コミュニケーションツールの運用（4～3月） ・舗装路面性状測定（10月～11月）
令和7年度～ 令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・措置情報等の入力閲覧（4～3月） ・コミュニケーションツールの運用（4～3月） <p>※舗装路面性状測定は5年に1回で、次回は令和11年度を想定。</p>

10 資料の貸与

受託者は本業務に必要な資料のうち、委託者が所有するものについて、借用期間を明記した借用書（任意様式）を作成のうえ、貸与を求めることができる。なお、貸与を受けた書類については、業務に関する目的以外に複製、他に貸与、転用してはならない。特に電子データについて、その物理的な扱いに注意するとともに、業務終了後はデータを返却し、複製データは削除すること。

11 その他

本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議の上、決定するものとする。

システムの運用開始時、システム機能要件で「必須」となっている項目の導入が不可であった場合、受託者は速やかに原因究明・対応に着手すること。システム運用開始後に業務目的が達成できないことが判明した場合は、契約を解除する。

本業務で重要性1の情報、個人情報とする。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報
報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓
約書を提出させなければならない。

(再委託)

第6条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委
託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾
を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、
委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託
者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）
に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本
契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及
びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務
の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する
管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するととも
に、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報
が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行
わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければなら
ない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責
任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第12条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第14条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書
(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者氏名)

業務番号:

業務名:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をお願いいたします。

.....
.....

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

...(総括保護管理者).....

...(保護管理者).....

3 従業員の指定及び監督

(1) 当該業務に従事する従業員を「従業員名簿」にてご提出ください。名簿での提出が難しい場合は、当該業務を担当する部署名又はグループ名等を記入してください。

...(部署名又はグループ名等).....

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、各従業員から、当該業務において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴して提出してください。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄を■とチェックしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 有り 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄を■とチェックしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- 取り扱うことができる従業員を定めている。
- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

...(連絡責任者).....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用している。
- 複数人で持ち運ぶこととしている。
- その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書
(当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用)

年 月 日

札幌市長 様

住 所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	